

第7章 計画の推進

1 関係機関、地域との連携

(1) 関係機関との連携

障がい者の福祉サービスについては、国や県の制度によるところも大きいことから国・県との連携を図るほか、サービス提供、施設等の広域利用などについては近隣市との連携を図り、必要なサービス提供の確保に努めます。

また、障がい者の支援は福祉のみならず、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっていることから、生活福祉課が中心となり、市内関係各課との連携を図りながら総合的な支援に努めます。

(2) 地域との連携

障がい者の地域生活においては、サービス提供のみならず、障がい及び障がい者に対する地域社会の理解を得ることが重要であることから、障がいのある本人を含めた地域住民、障がい者団体や社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携を図り、地域における協力や支援を促進します。

2 地域自立支援協議会の円滑な運営

障がいのある人の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、行政、サービス事業所、さらには雇用分野、教育分野などの関係者による支援のためのネットワークを構築していく必要があります。

そのため、本市では、ネットワークの中核的役割を果たす機関として鹿嶋市地域自立支援協議会を設置しています。

協議会を通じて、関係機関との情報交換をはじめ、障がいのある人を取り巻く現状や課題を把握するとともに、サービス提供の連絡・調整や課題の検討を行い、支援の充実を図ります。

3 サービスの質の向上と供給体制の確保

(1) 事業者への支援

サービスの質の向上と安定した供給体制を確立するため、サービスの担い手となる事業者に対し、県や社会福祉協議会などと連携し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行います。

(2) 人材確保・資質向上の支援

より質の高い福祉サービスを充足させるためには、専門人材の確保が必要であることから、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、相談支援専門員などの専門人材の確保の支援に努めます。

また、障がい者へのサービスに従事する人は、障がいや障がい者のことを正しく理解し、障がい者本人の気持ちや要望をくみ取れなくてはなりません。障がい者からの意見や要望に十分に耳を傾けながら障がい者に接することができるよう、福祉関係者、ボランティア等のさらなる資質の向上に努めます。

4 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、計画期間中、生活福祉課が中心となり計画の進行を管理していきます。

鹿嶋市地域自立支援協議会の意見を聞きながら、障がい福祉計画・障がい児福祉計画における各年度のサービス需給状況や事業の実施状況、目標数値の達成状況などの点検及び評価を行い、必要に応じて計画内容の見直しを図るとともに、最終年度においてはその成果を次期計画に反映させることとします。

